

はつらつくらぶ事業実施要綱

平成17年 3月28日
市長 決 裁

(目的)

第1条 はつらつくらぶ事業（以下「事業」という。）は、秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月30日秋田市長決裁）第4条第2号イに掲げる介護予防普及啓発事業として、高齢者を対象に、運動器の機能向上、閉じこもりの防止および介護予防一般に関する知識の普及啓発を実施することで、心身の状態の悪化を予防し、もって健康でいきいきとした生活を支援することを目的として実施するものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、秋田市とする。ただし、利用者の決定、利用料および原材料費の決定を除く事業の一部を、適切な事業運営が確保できると認められる法人の事業者へ委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、65歳以上の高齢者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 秋田市に住居を定め、現に居住している者
- (2) 要介護認定および要支援認定の有無にかかわらず、介助なしで自力での参加が可能な者

(事業の実施)

第4条 この事業は、適切に実施することができると思えられる施設等において実施するものとする。

(事業内容)

第5条 この事業は、次に掲げるサービスを行うものとし、第2条の規定により委託を受けた事業者（以下「実施事業者」という。）の長は、次に掲げるサービスを選択して実施できるものとする。

- (1) 転倒骨折予防教室

- (2) 筋力向上トレーニング教室
- (3) 軽スポーツ教室
- (4) 水中運動教室
- (5) 入浴サービス
- (6) 健康教室
- (7) 戸外レクリエーション
- (8) 教養講座
- (9) その他当該事業の目的に合致すると認められるもの
(利用人員)

第6条 実施事業者は、1日当たりおおむね20人がサービスを利用するものとして、事業を運営しなければならない。

(利用申請)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、秋田市長（以下「市長」という。）に対して、利用申請を行うものとする。

- 2 当該利用希望者に対してサービスの提供を実施できる実施事業者の長は、前項の利用申請を取りまとめ、かつ市長に対して当該利用希望者の推薦を行うことができる。

(利用決定)

第8条 市長は、予算の範囲内において、利用の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前条第2項に規定する実施事業者の長の推薦をもとに利用の決定を行うことができる。
- 3 前項の決定は、事業を実施する施設名およびおおむね3か月を超えない利用期間を付して行うものとする。
- 4 市長は、利用の決定をしたときは、実施事業者の長および当該利用者に対して通知をするものとする。

(利用申請却下)

第9条 市長は、利用を認められないと判断したときは、利用申請の却下を決定し、当該利用希望者に対して通知するものとする。ただし、当該利用希望者に対して通知の必要がないと認められるときは、この限りで

ない。

(利用廃止)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の利用の廃止をすることができるものとする。

- (1) 第3条に定める利用資格を満たさなくなったとき。
- (2) 入院、疾病等により将来的に利用が困難となったとき。
- (3) 利用廃止の申し出があったとき。
- (4) その他、市長が利用を不相当と認めたとき。

2 実施事業者の長の判断および確認により、利用の廃止が認められるときは、実施事業者の長は、市長へ報告しなければならない。

(個別サービス計画書)

第11条 実施事業者の長は、利用者ごとに運動プログラムの内容、実施期間および実施回数等を記載した個別サービス計画書を作成しなければならない。

2 実施事業者の長は、前項の個別サービス計画書の作成にあたり、利用者の身体機能等を測定しなければならない。

(利用時間)

第12条 利用時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間とする。

(利用回数)

第13条 この事業の利用回数は、おおむね月2回とする。

(利用料等)

第14条 利用者は、1回の利用につき、基準単価の2割（以下「利用料」という。）および第5条各号に定めるサービスの実施に伴う原材料費等の実費（以下「原材料費」という。）を負担するものとする。

2 利用料および原材料費は、利用ごとに実施事業者の長へ支払うものとする。

3 利用料および原材料費は、別表に定めるとおりとする。

4 利用者の食事代等の実費については、利用者が負担するものとする。

(効果判定)

第15条 実施事業者の長は、事業実施の開始時と終了時に、利用者の体力

測定等を実施するものとする。

(遵守事項)

第16条 利用者、実施事業者の長および市長は、次に定める事項を承認かつ遵守し、事業の適正実施に努めるものとする。

(1) 利用者は、故意に他の利用者および実施事業者の長に迷惑をかけるような行為は、決して行わないこと。

(2) 利用者は、実施事業者の長および職員ならびに市長が必要と認めて行った指示に従うこと。

(3) 実施事業者の長は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、利用者のケース記録および経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けること。

(4) 実施事業者の長は、市長が必要と認める時は、前号の必要書類を速やかに提出すること。

(5) 市長は、事業の実施について、市民に対して広報紙等を通じて適宜周知を図ること。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項については、関係法令の趣旨を尊重して関係機関の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日までの間、この要綱の規定中「地域包括支援センター」とあるのは、「保健所」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成19年3月31日までの間、この要綱の規定中、利用対象者を「介護保険法に規定する地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）が作成する介護予防ケアプランにより事業実施が適当とされたもの」とあるのは、「介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けていないもの」と読み替えるものとし、その利用申請の手続き等については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後のはつらつくらぶ事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後のはつらつくらぶ事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のはつらつくらぶ事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

別表 利用料および原材料費（第14条関係）

基準単価	2,095円
利用料（基準単価の2割） ただし、10円未満については四捨五入	420円
原材料費（第5条各号に定めるサービス実施に伴うもの）	実費